

○厚生労働省告示第百八十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次の表のように改正し、令和五年五月一日から適用する。

令和五年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 二十五（略） 二十六 その他 イ 二（略） ホ 一般不妊治療 ヘ 生殖補助医療	第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 二十五（略） 二十六 その他 イ 二（略） （新設） （新設）
第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びに二(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士及び栄養士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。 第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ(4)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。 一 二（略） 三 一般財団法人日本品質保証機構	第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びに二(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。 第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ(4)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。 一 二（略） （新設）